

柴田高等学校における物損事故に係る和解について

職員の職務遂行上において発生した物損事故について、和解が成立し損害賠償の額が決定したので報告する。

記

1 事故の概要

(1) 発生年月日

令和元年 8 月 27 日（火）午前 9 時 10 分ごろ

(2) 発生場所

柴田郡柴田町大字本船迫字塚田 17

株式会社仙南自動車学院駐車場

(3) 事故の概要

柴田高等学校において、職員が草刈り作業をしていたところ、草刈機の刃に接触した石が飛散し、相手方車両のリアガラスに直撃し損傷を与えたもの。

2 和解内容

(1) 和解の相手方

イ 住 所	仙台市青葉区一番町一丁目 4 番 28 号 小松物産ビル内
ロ 氏 名	株式会社仙南自動車学院

(2) 和解の内容

イ 内 容	示 談
ロ 示談年月日	令和元年 10 月 30 日
ハ 損害賠償額	37,519 円
ニ 和解の内容	県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和元年 10 月 23 日